

定 款
第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、アルビス株式会社と称し、英文では、ALBIS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品の製造、加工、および販売
2. 衣料品、日用雑貨、化粧品、医薬部外品の販売
3. 酒類、米穀、塩、たばこの販売
4. 医薬品、医療用機器の販売
5. 不動産、店舗設備および什器備品の賃貸ならびに売買業
6. 各種物品小売業に対する経営指導ならびに業務受託
7. 生命保険募集業務
8. 損害保険代理業
9. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
10. コンピュータ機器とその情報システムの開発、運用、およびそれらの販売ならびに賃貸
11. 切手、収入印紙および商品券の売り捌き
12. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を富山県射水市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱および手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

②かかる代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款の別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

②前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権の行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の書面決議)

第22条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、取締役会の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議により、取締役会長1名を定めることができる。

(役付取締役の分掌)

第24条 取締役会が定めた代表取締役は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。

②かかる代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関するその他の事項は、別にと取締役会で定める取締役会規則による。

(相談役の委嘱)

第27条 取締役会は、その決議により相談役若干名を委嘱することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第423条第1項の規定により、社外取締役との間において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会の権限)

第33条 監査役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集するものとし、その通知は各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け

る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第423条第1項の規定により、社外監査役との間において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第39条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(定款変更事項)

昭和43年12月18日	認証	
昭和44年 9月 1日	改正	第3条
昭和45年 3月11日	改正	第5条
昭和50年 3月31日	改正	第16条、第21条および第24条
昭和51年 3月30日	改正	第19条
昭和53年 7月 1日	改正	第1条
昭和58年 4月11日	改正	第19条、第24条
昭和60年 4月11日	改正	第1条
昭和63年 4月13日	改正	第5条
平成 元年 4月15日	改正	第19条
平成 2年 4月16日	改正	第2条、第7条
同 上	新設	第5条の2
平成 3年 4月10日	改正	第3条、第4条
平成 3年10月18日	改正	第19条、第26条
同 上	新設	付則 第1条
平成 4年 4月 1日	改正	第1条、第2条および第24条
同 上	新設	第24条の2、第24条の3
平成 4年12月 9日	改正	第2条、第3条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条および第27条
同 上	新設	第6条の2
同 上	削除	第5条の2、第24条の2、第28条お

				よび付則第1条
平成 6年	6月27日	改正		第6条、第10条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第21条、第24条、第33条、第34条および第35条
	同 上	新設		第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条および第32条
平成 7年	6月23日	改正		第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条および第35条、
	同 上	新設		第34条、第35条
	同 上	削除		第7条
平成 8年	6月27日	改正		第7条、第8条、第9条、第18条および第19条
平成10年	6月26日	改正		第5条
	同 上	新設		第5条の2
平成14年	6月27日	改正		第5条、第6条、第7条の3、第8条、第9条、 第13条の2、第15条の1、 第16条の1、第25条、第26条の1、 第33条および第34条
	同 上	新設		附則
	同 上	削除		第5条の2、第35条
平成15年	6月27日	改正		第7条の3、第8条
	同 上	新設		第12条の2

平成16年	6月29日	新設	第7条
平成16年	6月29日	改正	第8条、第9条、第10条、第11条、 第12条、第13条、第14条、第15 条、第16条、第17条、第18条、第 19条、第20条、第21条、第22条、 第23条および第24条
同	上	新設	第25条
同	上	改正	第26条、第27条、第28条、第29 条、第30条、第31条、第32条およ び第33条
同	上	新設	第34条
同	上	改正	第35条、第36条、第37条および 第38条
同	上	削除	附則
平成17年	6月29日	改正	第2条
同	上	新設	第35条
同	上	改正	第36条、第37条、第38条および 第39条
平成18年	6月29日	新設	第4条
同	上	改正	第5条、第6条
同	上	新設	第7条
同	上	改正	第8条、
同	上	新設	第9条
同	上	改正	第10条、第11条、第12条、 第13条、第14条、第15条
同	上	新設	第16条
同	上	改正	第17条、第18条、第19条、 第20条、第21条、第22条
同	上	新設	第23条
同	上	改正	第24条、第25条、第26条、第2 7条、第28条、第29条、第30条、 第31条、第32条、第33条、第3

			4条、第35条、第36条、第37条、 第38条
同	上	新設	第39条、第40条、第41条、第4 2条
同	上	改正	第43条、第44条、第45条、第4 6条
平成19年	6月28日	改正	第21条、第33条
平成21年	6月26日	削除	第7条、第8条の2
		改正	第8条、第10条の3
		新設	附則
平成22年	1月 5日	削除	附則
平成26年	6月27日	改正	第6条、第7条
		新設	附則
平成26年	8月 1日	削除	附則
令和 3年	6月25日	改正	第14条、20条、23条、24条、4 3条、44条